

粕毛漁業協同組合 内共第21号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、粕毛漁業協同組合が免許を受けた、内共第21号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（アユ、イワナ、ヤマメ、ウグイ等以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請しその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は刺し網、投網による漁業の場合は口頭で、その他の場合には遊漁承認申請書を提出してしなければならない。

3 組合は、第1項による申請があったときは、手釣、竿釣又は刺し網、投網による遊漁の場合には、第11条の規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養、または組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、ただちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
刺 網	全長4m以下、径10mm以上
投 網	全長3m以下、径10mm以上

(遊漁期間)

第4条 当漁場における遊漁は次の表に掲げる期間内でなければならない。

2 前項の公示は、組合事務所及び販売店店頭に掲載してするものとする。

魚 種	漁 法	遊漁期間
ア ユ	竿釣・友釣	7月 1日～10月31日
	投網・刺網	8月10日～10月31日
	がら掛け	9月 1日～10月31日

イワナ・ヤマメ	竿 釣	4月 1日～ 9月 20日
ウグイ	竿 釣	1月 1日～12月 31日
	投 網	

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁してはならない。

区 域	期間・漁法
藤琴川と米代川合流点より、高岩橋までの間の区間	自9/15 至10/15
藤琴川及び粕毛川の全域	網漁法は禁止

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
イワナ、ヤマメ、アユ	15センチメートル以下のもの

(遊漁料の額及び納入方法)

第7条 遊漁料は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が未就学の幼児、小中学生のときは無料とする。また、次項但し書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣、網等による遊漁の場合

魚 種	漁 法	年釣券	日釣券
ア ユ	竿釣・友釣	6000	1000
	投網・刺網	8000	2500
	がら掛け	4000	2000
イワナ・ヤマメ	竿 釣	6000	1000
ウグイ	竿 釣	6000	1000
	投 網	8000	2500

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

ア 販売店

- (1) 桂田商店（藤里町粕毛字春日野22）
- (2) だまっこ屋（藤里町藤琴字里栗9）
- (3) 白神山地森のえき（藤里町藤琴字里栗38-2）※組合事務所
- (4) レストハウス白神（藤里町粕毛字南鹿瀬内）

- (5) ファミリーマート秋田二ツ井店（能代市二ツ井町小槻ノ木9）
- (6) 自然倶楽部（能代市二ツ井町切石字鳥坂1-1）
- (7) つりけん（能代市二ツ井町五千刈46-5）
- (8) ローソン二ツ井町店（能代市二ツ井町三千刈85-1）

イ 漁場監視員遊漁券販売者

- (1) 小山 清幸（藤里町粕毛字清水岱7-69）
- (2) 斎藤 正志（藤里町藤琴字町尻8）
- (3) 佐々木 正博（能代市二ツ井町字上野68-13）
- (4) 畠山 明（能代市二ツ井町種字与作沢出口41-3）
- (5) 斎藤 凡一（藤里町粕毛字西熊の岱111-2）
- (6) 和田 政利（能代市二ツ井町仁鮎字大川反16）
- (7) 石岡 要造（藤里町藤琴字家の後55-1）
- (8) 市川 市治（藤里町藤琴字木賊森107）
- (9) 市川 直樹（藤里町藤琴字大関添3-2）
- (10) 飯坂 勝信（能代市二ツ井町グミの木58-4）
- (11) 永塚 博（能代市二ツ井町荷上場字館の下17-5）
- (12) 正木 一夫（能代市二ツ井町仁鮎字中台16-1）

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）

第9条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び前条の規定にかかわらず、

あらかじめ、イ欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第1号～第25号（ただし、第13号、第22号を除く）

イ表

魚種	漁具・漁法	遊漁料（1年）
イワナ・ヤマメ	手釣り・竿釣り	15000

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

- (1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会事務所（北秋田市新田目大野50-1）
- (2) 粕毛漁業協同組合事務所（藤里町藤琴字里栗38-2）

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者が遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際して相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、第5条に規定する区域内における川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（外来魚の再放流の禁止）

第11条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は遊漁者に対し、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻は、行わないものとする。

(禁漁区設置に関する事項)

第14条 水産資源生態系保護のため、次の区域を禁漁区とする。

- (1) 森林生態系保護地域（世界遺産地域核心地域及び緩衝地域）内の粕毛川本流及び支流。
- (2) 一取沢林道の十文字沢渡河点から上流の粕毛川本流及び支流。

(雑則)

第15条 この規則に定めるものの他、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

付則 この規則は、令和6年1月1日より施行する。